

## 市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

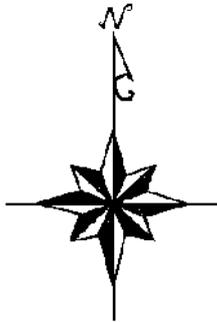
市道廃止申請に伴い路線を廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

## 市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次の市道路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青 1 3 9 4 号線	青梅市大門 1 丁目 4 5 7 番 青梅市大門 1 丁目 4 5 6 番		別 記 函 面 表示のとおり

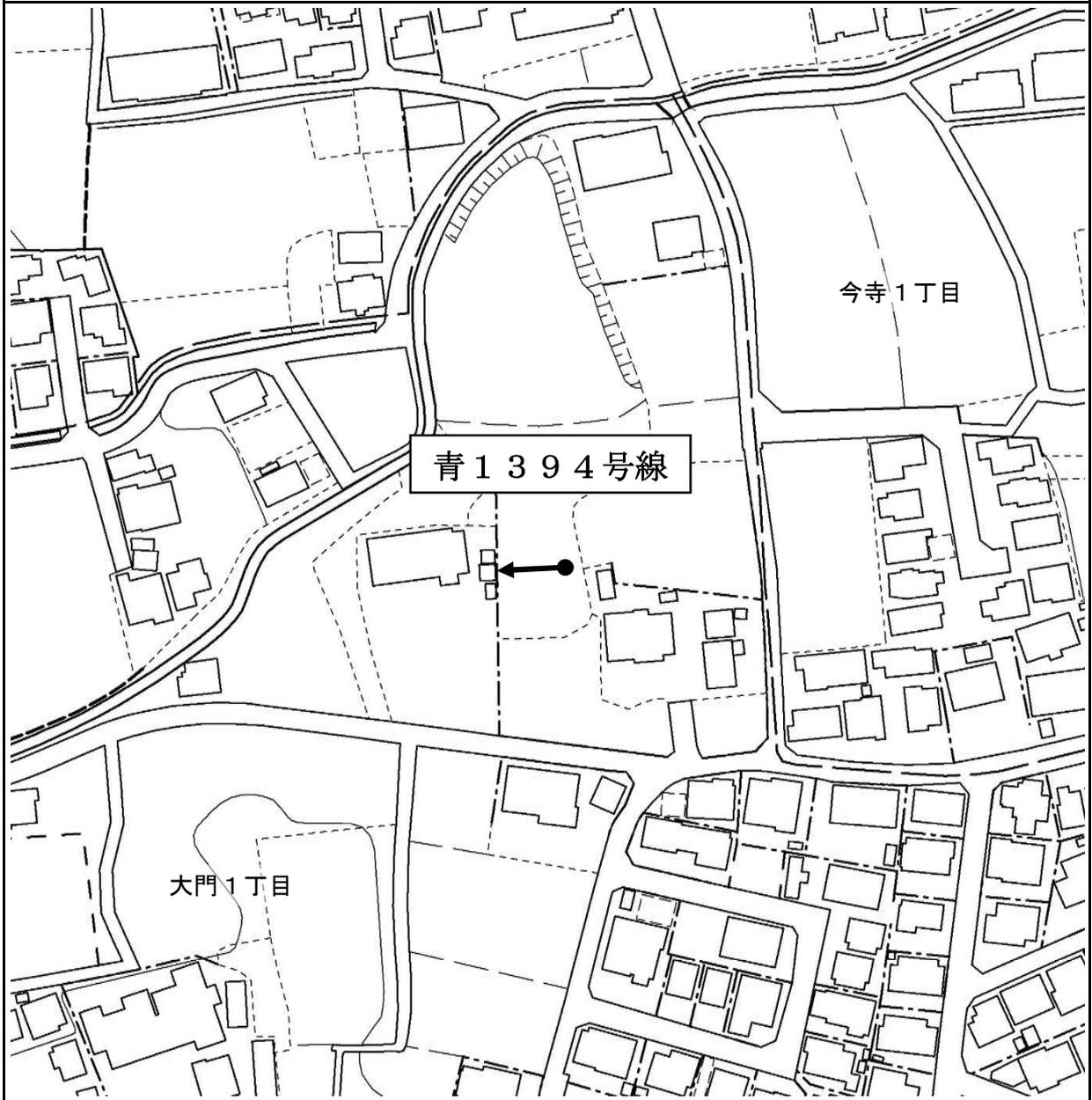
市道路線廃止略図



青梅市大門1丁目地内

●————→ 廃止する市道路線

延長 15.96メートル



議案第 87 号および議案第 88 号の附属資料

市道路線の廃止資料

(廃止)

議案番号	路線名	延長 m	幅員 m	道路部幅員 m	面積 ㎡	道路部面積 ㎡
87	青1197号線	72.92	0.91	0.94	68.54	68.54
88	青1394号線	15.96	1.82	—	—	—